

件名	動物愛護について
受付日	平成30年10月3日
ご意見・ご提案の概要	県内で、猫を「命」として扱っているのではなく「モノ」として扱っている。実態を把握して早急な改善を願う。猫の命を救ってほしい。
県の考え方	動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則にありますように「動物が命あるものであること」にかんがみ、不適正な飼養の実態把握に努め、また、ボランティアの方々と連携をする等、より多くの動物の命が救われるよう取り組んでいます。
担当課	健康福祉部 生活衛生課